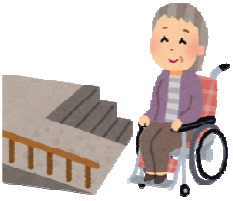


16. 住宅改修

心身の状況や住宅の状況から必要な場合に、手すりの取付、段差の解消など小規模な改修に係る工事費の7割～9割が支給されます。対象限度額は20万円です。対象となる工事は以下のとおりです。

①手すりの取付 ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取り替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※工事内容によっては支給対象外になることがあります。



◆改修前に事前申請が必要です。

事前申請書類は、①住宅改修事前審査申請書 ②ケアマネジャーが作成した住宅改修を必要とする理由書 ③改修費用の見積書 ④改修箇所のわかる写真(日付入り)など ⑤住宅の所有者の承諾書など です。

事前申請の審査結果の連絡を受けてから住宅改修を行い、住宅改修費支給申請書に領収書と完成が確認できる写真(日付入り)を添付して提出してください。

17. 居宅療養管理指導



医師、歯科医師、薬剤師などが、薬の適切な飲み方や今の身体の状況にあった食事のアドバイスなど、療養上の管理や指導を行います。詳しくはお近くの「保険医療機関」(医院、歯科医院、薬局)にお問い合わせください。

※在宅の利用者であって、通院が困難な方が利用できるサービスです。